

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

私立高等学校等（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、おのこの建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開し、教育の発展に大きく寄与している。

しかしながら、事実上無償化されている公立学校との学納金の負担格差や少子化による生徒数の減少、学校施設の耐震化対策のおくれなどにより、私立高等学校等を取り巻く環境は厳しさを一層増している。

社会情勢が急速に変化する中であって教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、グローバル人材の育成といった時代の要請にも応えることができる。そのためには、私立高等学校等における教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、その経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国においては、私立高等学校等教育の重要性を認識され、教育基本法第8条が定める「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、より一層の充実を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月3日

岡山県議会議長 蓮岡 靖之

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長